

令和7年度

橋本市予算

和歌山県橋本市

目 次

1. 一般会計予算	1
2. 国民健康保険特別会計予算	8
3. 駐車場事業特別会計予算	11
4. 墓園事業特別会計予算	14
5. 介護保険特別会計予算	17
6. 後期高齢者医療特別会計予算	21
7. 工業団地造成事業特別会計予算	24
8. 水道事業会計予算	28
9. 下水道事業会計予算	30
10. 病院事業会計予算	32

一 般 会 計 予 算

令和 7 年度 橋本市一般会計予算

令和 7 年度橋本市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30,965,860 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した一般職の報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算
歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6,994,076
	1 市 民 税	2,937,471
	2 固 定 資 産 税	3,026,428
	3 軽 自 動 車 税	248,030
	4 市 た ば こ 税	382,500
	5 入 湯 税	945
	6 都 市 計 画 税	398,702
2 地 方 譲 与 税		258,693
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	53,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	170,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	35,693
3 利 子 割 交 付 金		4,000
	1 利 子 割 交 付 金	4,000
4 配 当 割 交 付 金		60,000
	1 配 当 割 交 付 金	60,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		65,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	65,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		75,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	75,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,432,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,432,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		22,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	22,000
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		34,000
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	34,000
10 地 方 特 例 交 付 金		45,528
	1 地 方 特 例 交 付 金	45,528
11 地 方 交 付 税		8,870,000
	1 地 方 交 付 税	8,870,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		119,104
	1 分 担 金	3,509

款	項	金 額
	2 負 担 金	115,595
14 使 用 料 及 び 手 数 料		376,246
	1 使 用 料	266,729
	2 手 数 料	109,517
15 国 庫 支 出 金		4,699,832
	1 国 庫 負 担 金	3,043,588
	2 国 庫 補 助 金	1,629,404
	3 委 託 金	26,840
16 県 支 出 金		2,421,911
	1 県 負 担 金	1,394,519
	2 県 補 助 金	750,694
	3 委 託 金	276,698
17 財 産 収 入		18,028
	1 財 産 運 用 収 入	18,023
	2 財 産 売 払 収 入	5
18 寄 附 金		571,302
	1 寄 附 金	571,302
19 繰 入 金		3,119,651
	1 特 別 会 計 繰 入 金	19,162
	2 基 金 繰 入 金	3,100,489
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		491,988
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	11,956
	2 市 預 金 利 子	1
	3 貸 付 金 元 利 収 入	7,542
	4 受 託 事 業 収 入	56,362
	5 雑 入	416,127
22 市 債		1,284,500
	1 市 債	1,284,500
歳 入 合 計		30,965,860

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		234,343
	1 議 会 費	234,343
2 総 務 費		3,557,030
	1 総 務 管 理 費	2,875,312
	2 人 権 対 策 費	15,745
	3 徴 税 費	322,600
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	159,349
	5 選 挙 費	106,622
	6 統 計 調 査 費	51,089
	7 監 査 委 員 費	26,313
3 民 生 費		12,232,261
	1 社 会 福 祉 費	6,441,036
	2 児 童 福 祉 費	5,076,550
	3 生 活 保 護 費	714,673
	4 災 害 救 助 費	2
4 衛 生 費		3,198,036
	1 保 健 衛 生 費	854,397
	2 清 掃 費	1,262,376
	3 上 水 道 整 備 費	20,267
	4 病 院 費	1,060,996
5 労 働 費		289
	1 労 働 諸 費	289
6 農 林 水 産 業 費		792,128
	1 農 業 費	708,651
	2 林 業 費	83,477
7 商 工 費		1,058,806
	1 商 工 費	1,058,806
8 土 木 費		2,052,266
	1 土 木 管 理 費	27,296
	2 道 路 橋 梁 費	544,022
	3 河 川 費	22,477
	4 都 市 計 画 費	1,058,949
	5 住 宅 費	399,522

(単位：千円)

款	項	金 額
9 消 防 費		2,144,301
	1 消 防 費	2,144,301
10 教 育 費		2,677,457
	1 教 育 総 務 費	845,582
	2 小 学 校 費	278,604
	3 中 学 校 費	227,808
	4 幼 稚 園 費	4,143
	5 社 会 教 育 費	574,890
	6 保 健 体 育 費	746,430
11 災 害 復 旧 費		3
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
12 公 債 費		2,998,591
	1 公 債 費	2,998,591
13 諸 支 出 金		349
	1 土 地 開 発 基 金 費	349
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	30,965,860

第2表

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
消防庁舎長寿命化外部改修 工事監理委託	令和 7年度から令和 9年度まで	575
ホームページシステム利用	令和 7年度から令和10年度まで	5,910
学校給食センター調理及び 配送業務委託	令和 7年度から令和11年度まで	379,051
橋梁修繕工事委託	令和 8年度	154,000
代表電話コールセンター委 託	令和 8年度	7,000
第4次橋本市地域福祉計画 策定委託	令和 8年度	4,125
新庁舎整備基本構想・基本 計画策定支援委託	令和 8年度	23,244
消防庁舎長寿命化外部改修 工事	令和 8年度から令和 9年度まで	90,253
住民基本台帳ネットワーク システム借上	令和 8年度から令和12年度まで	26,910
戸籍総合システム更改事業	令和 8年度から令和12年度まで	31,281
図書館システム借上	令和 8年度から令和12年度まで	28,265
小中学校 I C T 環境整備事 業	令和 8年度から令和12年度まで	260,469

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 事 業 等	千円 18,800	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公 営 住 宅 建 設 事 業	81,100			
災 害 復 旧 事 業	600			
学校教育施設等整備事業	41,500			
社会福祉施設整備事業	5,400			
一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	30,000			
一般補助施設整備等事業	41,600			
地 域 活 性 化 事 業	13,700			
緊急防災・減災事業	200			
防 災 対 策 事 業	839,900			
公共施設等適正管理推進事業	138,800			
緊急自然災害防止対策事業	15,200			
脱 炭 素 推 進 事 業	54,000			
市 町 村 振 興 資 金 貸 付	1,900			
上 水 道 整 備 事 業	1,800			
計	1,284,500			

国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度 橋本市国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度橋本市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,858,054 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		1,437,662
	1 国 民 健 康 保 険 税	1,437,662
2 使 用 料 及 び 手 数 料		50
	1 手 数 料	50
3 県 支 出 金		4,881,266
	1 県 負 担 金 補 助 金	4,881,265
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
4 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
5 繰 入 金		517,139
	1 一 般 会 計 繰 入 金	517,139
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		21,935
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	14,911
	2 雑 入	7,024
歳 入 合 計		6,858,054

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		81,594
	1 総 務 管 理 費	74,448
	2 徴 税 費	6,973
	3 運 営 協 議 会 費	173
2 保 険 給 付 費		4,809,143
	1 療 養 諸 費	4,196,648
	2 高 額 療 養 費	590,055
	3 移 送 費	50
	4 出 産 育 児 諸 費	17,500
	5 葬 祭 諸 費	3,390
	6 高 額 介 護 合 算 療 養 費	1,000
	7 傷 病 手 当 金	500
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		1,845,200
	1 医 療 給 付 費 分	1,289,344
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	423,981
	3 介 護 納 付 金 分	131,875
4 保 健 事 業 費		91,115
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	71,817
	2 保 健 事 業 費	19,298
5 基 金 積 立 金		16,258
	1 基 金 積 立 金	16,258
6 公 債 費		40
	1 公 債 費	40
7 諸 支 出 金		4,704
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,702
	2 繰 出 金	2
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		6,858,054

駐 車 場 事 業 特 別 会 計 予 算

令和 7 年度 橋本市駐車場事業特別会計予算

令和 7 年度橋本市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,211 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算
歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		2,209
	1 使 用 料	2,209
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		2,211

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐 車 場 費		2,211
	1 駐 車 場 費	2,211
歳 出 合 計		2,211

墓 園 事 業 特 別 会 計 予 算

令和 7 年度 橋本市墓園事業特別会計予算

令和 7 年度橋本市の墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,454 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		8,874
	1 使 用 料	8,872
	2 手 数 料	2
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 入 金		16,578
	1 基 金 繰 入 金	16,578
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		25,454

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 墓 園 事 業 費		24,454
	1 墓 園 事 業 費	24,454
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		25,454

介護保険特別会計予算

令和 7 年度 橋本市介護保険特別会計予算

令和 7 年度橋本市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,620,696 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		1,255,608
	1 介 護 保 険 料	1,255,608
2 使 用 料 及 び 手 数 料		3,241
	1 使 用 料	3,240
	2 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,451,475
	1 国 庫 負 担 金	1,086,956
	2 国 庫 補 助 金	364,519
4 支 払 基 金 交 付 金		1,711,405
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,711,405
5 県 支 出 金		925,707
	1 県 負 担 金	887,259
	2 県 補 助 金	38,448
6 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
7 繰 入 金		1,273,251
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,088,768
	2 基 金 繰 入 金	184,483
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		7
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 雑 入	5
歳 入 合 計		6,620,696

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		220,557
	1 総 務 管 理 費	89,960
	2 徴 収 費	2,987
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	127,610
2 保 険 給 付 費		6,075,107
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	5,440,900
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	278,600
	3 そ の 他 諸 費	5,997
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	152,160
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	27,550
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	169,900
3 地 域 支 援 事 業 費		293,267
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	220
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	222,138
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	37,969
	4 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	32,940
4 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
5 諸 支 出 金		21,763
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,603
	2 繰 出 金	19,160
6 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	6,620,696

第2表

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
橋本市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画策定 業務委託	令和 7年度から令和 8年度まで	7,370
介護認定関連事務等委託	令和 8年度から令和10年度まで	80,405

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算

令和 7 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,181,399 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		961,381
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	961,381
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 繰 入 金		1,217,874
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,217,874
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2,141
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,870
	3 雑 入	269
歳 入	合 計	2,181,399

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		38,124
	1 総 務 管 理 費	37,945
	2 徴 収 費	179
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,139,868
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,139,868
3 諸 支 出 金		1,871
	1 諸 支 出 金	1,870
	2 繰 出 金	1
4 保 健 事 業 費		536
	1 保 健 事 業 費	536
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	2,181,399

工業団地造成事業特別会計予算

令和 7 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計予算

令和 7 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 128,267 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		1,485
	1 国 庫 補 助 金	1,485
2 県 支 出 金		8,417
	1 県 補 助 金	8,417
3 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		108,894
	1 基 金 繰 入 金	108,894
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		9,469
	1 雑 入	9,469
歳 入 合 計		128,267

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 工 業 団 地 造 成 事 業 費		115,487
	1 工 業 団 地 造 成 事 業 費	115,487
2 公 債 費		12,780
	1 公 債 費	12,780
歳 出	合 計	128,267

第2表

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
あやの台北部用地環境影響 評価事後調査（その3）業 務委託	令和 7年度から令和11年度まで	65,729

水道事業会計予算

令和7年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	27,003 戸
(2) 総 給 水 量	7,888,985 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	21,614 m ³
(4) 主 な 建 設 工 事	
(イ) 配水施設建設改良工事	139,000 千円
(ロ) 上水道拡張工事	769,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,831,654 千円
第1項 営業収益	1,447,931 千円
第2項 営業外収益	383,720 千円
第3項 特別利益	3 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,020,956 千円
第1項 営業費用	1,893,841 千円
第2項 営業外費用	121,248 千円
第3項 特別損失	867 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額880,463千円は、当年度分損益勘定留保資金等757,462千円、建設改良積立金123,001千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	329,762 千円
第1項 国庫支出金	16,217 千円
第2項 負担金	1 千円
第3項 繰入金	3,245 千円
第4項 出資金	2,496 千円
第5項 補償金	51,000 千円
第6項 受託金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円
第8項 企業債	256,800 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,210,225 千円
第1項 建設改良費	153,658 千円
第2項 拡張費	856,000 千円
第3項 企業債償還金	196,499 千円
第4項 国庫補助金返還金	3,068 千円
第5項 予備費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為のすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営業関連業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	149,160千円
橋本市浄水場細川系送水ポンプ外 機械電気設備更新工事	令和7年度から 令和8年度まで	399,000千円
柿の木坂中継ポンプ場外機械電気 設備更新工事	令和7年度から 令和8年度まで	137,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
拡張工事費	256,800千円	証書借入	3.5% 以内	借入先の融通条件に よる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金、第4項国庫補助金返還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 186,080 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、72,275千円と定める。

令和7年2月25日 提 出

橋 本 市 長 平 木 哲 朗

下 水 道 事 業 会 計 予 算

令和7年度 橋本市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度橋本市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	11,334 戸
(2) 年 間 排 水 量	3,794,206 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	10,395 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
(イ) 汚 水 管 渠 整 備 事 業	290,400 千円
(ロ) 雨 水 管 渠 整 備 事 業	0 千円
(ハ) 流 域 下 水 道 整 備 事 業	91,961 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下 水 道 事 業 収 益	1,963,014 千円
第1項 営 業 収 益	729,653 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,233,355 千円
第3項 特 別 利 益	6 千円
支 出	
第1款 下 水 道 事 業 費 用	1,951,444 千円
第1項 営 業 費 用	1,781,800 千円
第2項 営 業 外 費 用	163,739 千円
第3項 特 別 損 失	405 千円
第4項 予 備 費	5,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額357,064千円は過年度分損益勘定留保資金50,841千円及び当年度分損益勘定留保資金306,223千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,000,032 千円
第1項 国 庫 支 出 金	150,241 千円
第2項 分 担 金	2 千円
第3項 負 担 金	11,400 千円
第4項 他 会 計 補 助 金	345 千円
第5項 他 会 計 出 資 金	161,941 千円
第6項 固 定 資 産 売 却 代 金	2 千円
第7項 企 業 債	676,100 千円
第8項 基 金	1 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,357,096 千円
第1項 建 設 改 良 費	450,130 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	904,672 千円
第3項 基 金 積 立 金	794 千円
第4項 予 備 費	1,500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
排水設備工事に係る利子補給	令和7年度～令和11年度	当該利子補給対象融資額に対する3%相当額利息
全体計画及び事業計画変更	令和7年度～令和8年度	9,455千円
ストックマネジメント計画策定委託業務	令和7年度～令和8年度	61,987千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	676,100千円	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項基金積立金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 90,690 千円

(他会計からの補助金)

第10条 他会計からの補助金の金額は、以下のとおりである。

- (1) 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、564,727千円である。
- (2) 工業団地造成事業の工事費等に充てるため、工業団地造成事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、18,936千円である。

令和7年2月25日 提出

橋本市長 平木哲朗

病 院 事 業 会 計 予 算

令和7年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(病院)

(1) 病	床	数	300	床
(2) 年	間	患 者 数		
	入	院	85,845	人
	外	来	125,840	人
(3) 1 日	平 均	患 者 数		
	入	院	235.2	人
	外	来	520	人
(4) 主要な建設改良事業				
(イ) 医療機器等整備事業	事業費	231,657	千円	
(ロ) 建物附属設備整備事業	事業費	63,967	千円	

(訪問看護)

(1) 訪 問 看 護 事 業				
(イ) 月間利用者数	96.7	人		
(ロ) 月間利用回数	625	回		
(2) 居 宅 介 護 支 援 事 業				
(イ) 月間居宅サービス計画作成者数	36.7	人		
(3) 主要な建設改良事業				
(イ) 医療機器等整備事業	事業費	1,600	千円	

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	7,975,084 千円
第1項	医 業 収 益	6,895,045 千円
第2項	医 業 外 収 益	804,085 千円
第3項	訪問看護収益	74,074 千円
第4項	特 別 利 益	201,880 千円

支 出		
第1款	病院事業費用	8,569,545 千円
第1項	医 業 費 用	8,341,108 千円
第2項	医 業 外 費 用	135,820 千円
第3項	訪問看護費用	88,017 千円
第4項	特 別 損 失	3,600 千円
第5項	予 備 費	1,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	資本的收入	1,639,534 千円
第1項	他会計負担金	343,581 千円
第2項	補 助 金	19,603 千円
第3項	企 業 債	1,275,900 千円
第4項	投 資	450 千円

支 出		
第1款	資本的支出	1,199,901 千円
第1項	建設改良費	297,224 千円
第2項	投 資	21,536 千円
第3項	企業債償還金	881,141 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	1,275,900千円	証書借入

利 率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項訪問看護費用、第4項特別損失に係る項間の流用。

(2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項投資、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	4,575,440 千円
(2) 交 際 費	2,030 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は161,557千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、810,637千円と定める。

令和7年2月25日 提出

橋本市長

平木 哲朗